

物価高騰・エネルギー価格の上昇に対応した、中小企業者等の
チャレンジを後押しして、産業活力があふれる萩市を目指します！

令和6年度 萩市中小企業者向け 支援策について

萩市では中小企業者の皆様の販路拡大やデジタル化への対応など事業拡大への取り組みに加え、起業・創業や事業承継などへの取り組みに必要な経費について、今年度も引き続き支援を行います。

目 次

萩市中小企業等事業拡大補助金等	1～3
萩市事業承継・事業引継ぎ支援補助金	4
萩市移住就業・創業補助金	5～6
萩市起業・創業支援補助金	6
萩市の融資制度	7
お問い合わせ先、支援機関等	7

各事業とも事業の実施前に必ず事前相談をしてください



萩市

萩市中小企業等事業拡大補助金

補助対象
経費の1/2

①～⑥の事業に係る経費の一部を補助します。

※1事業者が利用できる補助メニューは、1年間に3事業まで（各事業1つ。ただし①の⑦～⑨については2回まで申請可ですが、合計は3回となります）。

申請期間 令和7年2月28日 ※予算が無くなり次第終了します
※事業完了は原則令和7年2月28日まで



①【販路拡大事業】 自社の製品を展示会等でPRして、販路拡大につなげたい

支援の内容

- 受注機会の拡充や新たな販路拡大を図るための次の⑦～⑨の物産展、展示会、見本市、商談会等への出展に対する支援。
- ⑦ 県外で開催されるもののうち、販売機会を有する物産展や個展など
- ⑧ 県外で開催されるもののうち、販売の機会を有さない商談会や見本市など
- ⑨ 海外で開催される展示会等への出展



対象となる経費の例と補助金額等

- ⑦ 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費、主に県外へ向け情報発信がされるインターネット上での物産展等への出展に要する参加費等
補助上限額：3万円（目的地までの行程距離が600kmを超える場合は補助上限額：5万円）
- ⑧ 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費等
補助上限額：5万円（目的地までの行程距離が600kmを超える場合は補助上限額：8万円）
- ⑨ 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費等
補助上限額：10万円
※目的地までの距離の算出は最短距離で行うこと

②【広告宣伝・PRツール作成事業】 新製品の紹介や会社のPRを積極的に行いたい

支援の内容

- 販路開拓に要する事業・会社、新商品等の新たなパンフレット、リーフレットなどPRツール導入に対する支援
- ⑦ 事業及び会社パンフレット等の作成
- ⑧ 新商品等の紹介用リーフレット作成
※定期的に更新するパンフレットや名刺等の作成経費など企業の通常活動とみなされる経費は除く

対象となる経費の例と補助金額等

- ⑦ 販路開拓のための事業及び会社パンフレット等の作成に要する経費
補助上限額：5万円（イベント等、一時的に使用するものは対象外）
 - ⑧ 新商品・新サービス等のPRや販路開拓のためのリーフレットの作成に係る経費
補助上限額：2万円（イベント等、一時的に使用するものは対象外）
- ※1枚モノのチラシは対象外



③【新商品等開発事業】 新商品の開発や新サービスを展開したい

支援の内容

- 新たな商品の開発や新たなサービスの展開等に対する支援
原則、市内で製造・販売等が行われるもので、これまで類似の商品化されていない新たな商品等の開発
※農林水産加工品など飲食品は原材料に萩産のものを必ず含むこと

対象となる経費の例と補助金額等

専門家謝金、研修費、試作品の作成費や委託料、知的財産権（特許権や商標権等）の出願に要する経費等

※開発・試作に係る経費のみを対象

※特定の顧客向けで汎用性のない事業等は対象外

補助上限額：20万円

④【人材確保事業】 職場で活躍する人材を募集、採用したい

支援の内容

- 経営力の強化や人手不足の解消、雇用維持等に対応するための求人情報発信等に対する支援
- ㊦ リクルートに関するパンフレットの作成、企業説明会等への参加など求人活動に要する経費
- ㊧ 副業人材など新しい働き方の制度化などに必要な経費

対象となる経費の例と補助金額等

- ㊦ リクルートに関するパンフレット、ホームページの作成、企業説明会への参加費など
※人材紹介料や情報掲載料等は除く
※各事業者で同様、同一の事業は年にかかわらず1回のみ

補助上限額：5万円（期間の定められた求人活動の強化の場合3万円）

- ㊧ 就業規則の改正に係る費用など新しい働き方の制度化に係る経費
補助上限額：5万円

⑤【空き店舗活用事業】 空き店舗で新たな事業を行いたい

支援の内容

- 市内に所在し、店舗として賃借又は売買できる状況でありながら、商業活動が行われていない建物及びその付属施設を活用した事業所等の開設に対する支援

対象となる経費の例と補助金額等

舗などの建物に係る工事等や外構工事、機器類など事業所の開設に必要な設備費。
ただし中古品は補助対象外

補助上限額：10万円（田町商店街など萩市中心商店街等の場合は20万円）



萩市中心商店街等
の範囲

⑥【デジタル化促進事業】 デジタル技術を活用して事業拡大や生産性を向上したい

インボイス制度など、デジタル化への対応が必要となっている中、「新しい日常」に対応した、中小企業者等のデジタル化に向けた、次の㊦から㊨の取り組みを支援

支援の内容

- ㊦ 生産性向上のためなどのITツールの導入
- ㊧ テレワーク等に必要ITツールの導入
- ㊨ デジタル技術を活用した新サービスの展開
- ㊩ 販路拡大のためのECサイトの構築
- ㊪ 事業のPRや販路拡大のためのホームページ等の開設
- ㊫ クレジット等決済機器の導入



対象となる経費の例と補助金額等

- ㊦ 生産性を向上または効率化を図る機能を有している、インボイス制度に対応する会計・財務・経営や顧客対応・販売支援、決済・債権債務管理、調達・供給・在庫・物流、総務・人事・給与・労務などのソフトウェアの導入
補助上限額：10万円
- ㊧ テレワークや非対面ビジネス、遠隔地との商談等を可能とするためWeb会議システム等の導入に必要な

るソフトウェアや双方向のやり取りに直接必要なハードウェア（ウェブカメラや集音マイクなど）など（ディスプレイやテレビ、タブレットなど汎用性の高いものは対象外）

補助上限額：5万円

- ㉔ デジタル技術を活用した新たな事業展開に係る経費（ディスプレイやテレビ、タブレットなど汎用性の高い機器等の導入経費は対象外）

補助上限額：10万円

- ㉕ ECサイトの構築にかかる委託料、モール型ECサイトへの初期登録料、Web受発注システム（ソフトウェア）の導入経費（購入・設定費）など（保守・サポート経費は、ソフトウェア導入費に含まれているものは対象とするが、別途経費が必要なものは対象外。月額支払方式等の場合は1年分まで対象）

補助上限額：5万円

- ㉖ 自社ホームページの新規開設、または開設から5年以上経過しているホームページの全面リニューアルに要する経費（通信経費や維持管理経費を除く）

補助上限額：5万円

- ㉗ クレジットカードや電子マネーの決済端末機の本体、暗証番号用のキーパッド、電子マネー決済用の接触リーダライタ等の設置に要する経費（通信回線の設置に係る整備費や基本料金、保守経費、運営経費や端末機器のみの追加を除く）

補助上限額：1万円

◆申請から補助金支払いまでの手順



【注意】 交付決定前に着手した事業に関しては補助対象となりません。

◆対象事業者

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者、小企業者（常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業は2人）以下の会社及び個人）、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する社団法人及び財団法人、特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人。ただし、常時使用する従業員の数は前項に規定する小規模事業者に準ずる。
- ・ 原則、法人は市内に主たる事業所を有しており、法人市民税が課税されている、個人は代表者が市内に住民登録しており、個人市民税が課税されていること。
- ・ 業種については、山口県信用保証協会の保証の対象とならない業種ではないこと。
- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 市内で6か月以内に新たに事業所を開設し、開業することが明らかであると認められる方も対象とする。

補助金共通事項：補助対象外経費の例など

- ・ 国や地方自治体、その他の団体からの補助金等を資金として実施する経費
 - ・ 人件費、家賃及び光熱水費、その他事業の通常活動とみなされる経費
 - ・ 振込手数料及び消費税などの公租公課、官公署に支払う手数料など
 - ・ その他公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの
- ※ 補助金の金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる

萩市事業承継・事業引継ぎ支援補助金

補助対象
経費の1/2

市内の中小企業者等の円滑な事業承継を促進及び承継後の経営の安定化及び持続化を支援します。



申請期間 令和7年2月28日まで ※予算が無くなり次第終了します

対象事業者

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む）で、山口県信用保証協会の保証の対象とならない業種ではないこと
- 市内に本店または主たる事業所があり、同一の場所に引き続き5年以上経営していた先代事業者から承継者への事業承継であること
- 先代事業者の場合は、事業廃止後1年未満の者であること
- 承継者の場合は、申請時において市内に住所を有す、または登記がある、あるいは3か月以内に住所を移す、登記を行う予定の者であり、今後も経営を継続する意思のある者
- 承継者が2親等以内の親族または従業員の場合、申請時に引き継ぐ事業に係る役員等の役職に就任しておらず、かつ3年以上従事していない者。また、関係会社相互の引き継ぎでないこと
- 萩市事業承継・事業引継ぎ支援協議会に所属する機関に支援を受けた者
- フランチャイズ加盟事業者でないこと
- 市税を滞納していないこと

※同一の補助対象者が補助金の交付を受けることができる回数は年度にかかわらず1回限りとする

①先代事業者向け補助

支援の内容

- 先代事業者が事業を譲り渡すために必要となる書類等の作成に対する支援

対象となる経費の例と補助金額等

- 経営分析・コンサルティング、事業承継計画の作成、デューデリジェンス、企業価値評価などに係る委託料や報酬、M&A仲介・マッチング登録等手数料、また廃業登記費や在庫処分費など承継するために必要となる経費で、補助対象経費の合計が10万円以上となる事業に限る

補助上限額：50万円

②承継者が事業の全て又は一部その他事業資産などを引き継ぎ、事業を開始するために必要となる事業

支援の内容

- 承継者が事業の全てまたは一部その他の資産などを引き継ぎ、事業開始のために必要となる経費に対する支援

補助対象期間

- 承継者が準備を始めて、引継ぎ完了（事業開始）する期間は、申請から3年間以内とし、実績報告の提出に併せて補助金を支出する
※完了までの毎年度末、経過報告書の提出が必要



対象となる経費の例と補助金額等

- 承継後の事務所等の開設に必要な改修費、設備整備費や機械器具や備品類。ただし、中古品は対象外で、備品類は単価額が5万円以上のものに限る
- 知的財産権等の取得に要する費用やマーケティング調査費、広告宣伝費など、承継後の事業の実施に必要なと認める経費など

補助上限額：100万円

※補助対象経費の合計が10万円以上となる事業に限る

※事業承継後に人事業または新分野への展開を行う場合の補助上限額は200万円

※特定の事情がない限り、市外の事業者が改修又は設備整備、備品導入を行う場合は、1/3以内

萩市移住就業・創業補助金

萩市へ移住して就業、創業する方の移住に必要な経費を、国、県とともに支援することで、移住就業・創業を促進します。今後、国・県の制度変更により、一部変更となる場合があります。

申請期間 令和7年2月28日まで ※予算が無くなり次第終了します



■ 東京圏からの移住 ■

支援の内容・金額

単身60万円、2人以上の世帯100万円、子育て加算最大100万円/人
ただし、①移住元に関する要件のイの場合にあっては、各2分の1の額を支給する。

支援の要件 ※東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、ただし条件不利地域を除く）

申請の日から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者のうち、各種要件をすべて満たすもの。

①移住元に関する要件（次に掲げる事項のいずれかに該当すること）

ア、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。
- (イ) 転入する直前に、連続して1年以上東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- (ウ) ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ、次に掲げる事項の全てに該当すること（アに該当する者を除く）。

- (ア) 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していたこと。
- (イ) 転入する直前に、連続して1年以上、東京23区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県への通勤をしていたこと（ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県への通勤の期間については、住民票を移す3か月までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- (ウ) ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる（ただし、③イ就業の場合を除く）。

②移住先に関する要件（次に掲げる事項のいずれかに該当すること）

ア、萩市に転入したこと。

イ、補助金の申請の際、補助対象者を含めた世帯の構成員がいずれも転入後3ヶ月以上、1年以内であること。

③創業・就業等に関する要件（以下のいずれかに該当すること）

ア、創業に関する要件

やまぐち創業補助金（山口産業振興財団：問い合わせ先083-902-3711）の交付決定を受けており、かつ、補助金申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

イ、就業に関する要件（次に掲げる事項のすべてに該当すること）

- (ア) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、山口県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約又は業務請負契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (オ) (イ) に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ウ、テレワークに関する要件

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

■ 東京圏以外からの移住 ■

支援の内容・金額

- ① 移住創業チャレンジ支援事業（補助率1/2、補助上限50万円、別途子育て支援金10万円/人）
- ② 移住就業支援補助金（補助率2/3、補助上限単身15万円、世帯30万円、別途子育て支援金10万円/人）

支援の要件

- ① 東京圏在住者等移住支援事業支援金の対象とならない、市外からの移住創業
 - ・ 転入する直前に5年以上市外に在住し、かつ原則対象事業年度の4月1日以降に転入したこと。
 - ・ 市内に居住、または事業完了日までに市内居住予定であり市内で起業すること。
 - ・ 移住創業宣言後の準備期間から創業後半年以内の事業実施前に事前申請すること。
- ② 東京圏以外の地域から就業を目的として移住する者
 - ・ 転入する直前に5年以上山口県外に在住し、かつ令和4年4月1日以降に転入したこと。
 - ・ 転入する直前に、連続して1年以上、山口県外において就業または、事業を営んでいたこと
 - ・ 対象となる市内企業へ3か月以上就業または、県外の法人等に勤務している場合で、その勤務先を変更せずに市内においてテレワークを行う雇用であること。
 - ・ 就業の場合、県の「やまぐち移住就業マッチングサイト」、または萩市のマッチングサイト「萩しごと.net」に登録・掲載された企業への就業に限る。
 - ・ 転入後3ヶ月以上1年以内に申請すること、及び転入先の居住地で世帯主であること。

補助対象経費

- ① 施設改修費、機械类等整備・購入費
- ② 引越や居住に要する購入・賃貸・改修等に係る経費

マッチングサイト「萩しごと.net」への登録

移住就業支援金は、事業者の雇用対策として、県外からの人材確保にも活用できますので、「萩しごと.net」へ登録（無料）ください（問い合わせ：商工振興課）



萩市起業・創業支援補助金

融資を受けた対象経費のうち
設備資金の1/10

申請・事業完了期間 令和7年2月28日まで ※予算が無くなり次第終了します

支援の内容

- ・ 制度要綱に基づき事前審査に合格した事業に対する、起業・創業に必要な経費に対する支援

対象事業者 ※他の条件についてはお問い合わせください。

- ・ 萩市起業化支援対策資金融資保証制度要綱に基づき、萩市が行う事前審査に合格した者であること
- ・ 金融機関から制度要綱に基づく融資を受けている、または受けることが確実であると認められること
- ・ 融資の額が500万円以上であり、期間が3年以上であること

対象となる経費の例と補助金額等

- ・ 制度融資に基づき提出された萩市起業化支援対策資金開業計画書で資金を必要とする設備資金部分にあたる、開業後の事務所等の開設に必要な店舗など建物に係る工事や改修費、設備整備費や機械器具や備品類
- 補助上限額：50万円（補助率1/10）

萩市の融資制度

	萩市中小企業長期経営安定資金	萩市起業化支援対策資金
	市内中小企業の経済的・社会的環境変化に対応できる体質の強化を図るため、事業経営に必要な資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じた低利融資	市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者等を支援するため、事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じた低利融資
対象者	①市内に登録してある事業所を持つ方 ※個人の場合は市内に住み、住民登録をしている方 ②市内で1年以上の事業経歴を有し、中小企業信用保険の対象業種を営む方 ③申込時において市税の滞納がない方	①市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者 ②市内で開業してからの期間が1年未満の中小企業者 ①または②に該当する事業者で、下記の要件を満たす方 ・市内で住民登録している方又は登記している事業所 ・金融機関等の推薦が受けられる方 ・申込時において市税の滞納がない方
資金使途	運転資金・設備資金	
融資限度額	1,000万円	運転資金400万円 設備資金1,000万円 運転・設備資金1,000万円
融資期間	運転資金 5年以内 (据え置き1年以内を含む) 設備資金、運転・設備資金 7年以内 (据え置き1年以内を含む)	運転資金 5年以内 (据え置き1年以内を含む) 設備資金、運転・設備資金 10年以内 (据え置き1年以内を含む)
融資利率	年1.5%	年1.0%
保証料率	協会所定の率による(保証料は萩市が全額補助)	
保証人	法人代表者以外は不要	
担保	必要に応じて徴収	
取扱金融機関	市内金融機関(山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫)の本店及び支店	

融資の流れ

※審査により、お借入れができない場合があります。

申込書類の作成 ▶ 受付・資格審査 ▶ 審査・信用保証依頼 ▶ 審査・信用保証承諾 ▶ 保証料補給認定 ▶ 融資実行

お問い合わせ

- 中小企業等事業拡大補助金
- 事業承継・事業引継ぎ支援補助金
- 移住就業・創業補助金
- 創業・起業支援補助金
- 萩市の融資制度

萩市役所商工観光部商工振興課 TEL 0838-25-3638

市内の支援機関等

萩商工会議所 TEL 0838-25-3333
萩阿武商工会 TEL 08387-2-0213
萩・阿西商工会 TEL 0838-54-5500

萩市商工観光部商工振興課
作 758-8555 萩市大字江向510
TEL 0838-25-3638
成 FAX 0838-25-3420
E-mail syoukou@city.hagi.lg.jp

(発行日 令和6年7月)